

令和6年度 守口市居住支援協議会 事業計画

(1) 協議会構成員及び関係団体等との連携を図る取組

- ①総会の開催による居住支援に関わる課題の共有、取組についての協議（年1回）
- ②協力不動産業者及び大家の住宅確保要配慮者向け物件についての開拓、空き家活用等の協議及び緊急連絡先提供の方法や家賃債務保証会社との連携の在り方についての検討（年1回）
- ③一般社団法人全国居住支援法人協議会との連携による、地域間の居住支援法人関連団体のネットワーク構築

(2) 新たな住宅セーフティネット制度及び協議会活動の周知・普及やセーフティネット住宅の登録促進に係る取組（必要に応じて開催）

- ①一般社団法人全国居住支援法人協議会が実施する地域拠点整備連絡会議事業における研修会・勉強会の共同開催
- ②パンフレット・チラシ等の作成
- ③協議会ホームページの開設

(3) 入居前の支援（住まいの相談窓口を設置し、下記①～④を常時実施）

- ①不動産業者への同行・物件内覧への同行・契約時の立合い
- ②家賃債務保証会社に対して緊急連絡先提供
（家賃滞納・近隣からの苦情・死亡時等の対応）
- ③生活保護申請の相談・同行・家賃代理納付手続きの調整
- ④就労支援や生活改善への働きかけ

(4) 入居中や死亡・退去時の支援（住まいの相談窓口を設置し、下記①～④を常時実施）

- ①福祉サービス利用の利用援助・通院同行・就労支援
- ②転居支援・残置物処分支援、車や土地・家屋の処分の支援
- ③入居後の地域定着までの見守り
- ④生活相談、家賃滞納時や近隣トラブル、死亡時の対応

(5) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居に資する支援

- ①市内の空き家や市営住宅空住戸を活用するため、部会の設置を検討
- ②福祉転用したシェルターやサブリースの運営検討およびマッチングについての制度設計の検討

(6) その他、住宅確保要配慮者支援に関する取組・調査など

- ①国等が主催する研修会、会議等への参加
- ②相談者・相談窓口向け入居支援マニュアルの作成